

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、相模更生会従業員組合執行委員長荒井素子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 3 年 3 月 19 日にありました。

令和 3 年 3 月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

パワハラ告発に対する誠実な対応及びパワハラを告発した組合員の再雇用拒否の撤回に関する件

2 日時

令和 3 年 3 月 30 日以降問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における相模更生会従業員組合の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
総合相模更生病院	神奈川県相模原市中央区小山 3294 番地

4 争議行為の概要

上記職場において、保安要員を除く全組合員または一部によるストライキその他の争議行為を実施する。